

## 羽島市まちづくり基本条例 見直し検証資料

※1「関係法令」市独自条例等を含む。※2 目的等が大きく乖(かい)離していないか等を確認した。

条文	見出し	取組内容、実績等 (R5)	現行条文	事務局意見	改正要否
第1条	目的	-	<p>この条例は、まちづくりに関する基本理念及び基本原則を定め、市民の権利と市民、議会及び市長等の役割と責務を明らかにし、市民自らがまちづくりに参画し協働することによって、市民を主体としたまちづくりの実現を図ることを目的とします。</p>	<p>◆関係法令（※1）、社会情勢等を鑑み検討した結果、変更点なし。（※2）</p>	不要
第2条	条例の尊重	-	<p>他の条例、規則等の制定及び改廃にあたっては、この条例の趣旨を尊重しなければなりません。</p>	<p>◆関係法令、社会情勢等を鑑み検討した結果、変更点なし。</p>	不要
第3条	定義	-	<p>この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 市民 市内に居住、通学若しくは通勤する個人又は市内において事業若しくは活動を行う個人、法人その他団体をいいます。</p> <p>(2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。</p> <p>(3) まちづくり より良い羽島市を実現するために行う活動をいいます。</p> <p>(4) 参画 参加するだけでなく、方針の決定及び企画に関わるなど、主体的に活動に加わることをいいます。</p> <p>(5) 協働 市民、議会及び市長等が共通の目的に向かい、それぞれの特性を理解し役割を認識したうえで、お互いに対等な立場として尊重し、補足し合いながら協力することをいいます。</p> <p>(6) 地域コミュニティ 自治会等、地縁によってつながりを持ち、自らの地域に関わりながら活動を行う人々の集まりをいいます。</p>	<p>◆関係法令、社会情勢等を鑑み検討した結果、変更点なし。</p>	不要
第4条	基本理念	-	<p>まちづくりは、市民が主体となり、市民、議会及び市長等が協働して行うものとします。</p>	<p>◆関係法令、社会情勢等を鑑み検討した結果、変更点なし。</p>	不要
第5条	基本原則	-	<p>市民、議会及び市長等は、次に掲げる事項を基本原則としてまちづくりを推進します。</p> <p>(1) 市民参画の原則 市民はまちづくりに主体的に関わるよう努め、議会及び市長等は市民の自主性を尊重し、その参画の機会を保障すること。</p> <p>(2) 協働の原則 相互理解による信頼関係の構築に努め、協働してまちづくりを進めること。</p> <p>(3) 情報共有の原則 まちづくりに関する情報を互いに提供し合い、共有すること。</p>	<p>◆関係法令、社会情勢等を鑑み検討した結果、変更点なし。</p>	不要
第6条	市民の権利	-	<p>市民は、自らの意思により、まちづくりに参画することができます。</p> <p>2 市民は、まちづくりに関する情報を知ることができます。</p>	<p>◆関係法令、社会情勢等を鑑み検討した結果、変更点なし。</p> <p>◆市民参画の機会を実施している。</p>	不要

条文	見出し	取組内容、実績等 (R5)	現行条文	事務局意見	改正要否
第7条	市民の役割及び責務	<p>◆自主的に公益性のある活動を行う団体に対する支援を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動団体登録制度</li> <li>・地域介護予防活動支援事業</li> <li>・羽島市健幸づくり推進員活動事業</li> <li>・羽島市食生活改善連絡協議会に対する補助</li> </ul>	<p>市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、自ら進んでまちづくりに参画するよう努めます。</p> <p>2 市民は、まちづくりに参画するにあたり、お互いに多様な価値観を認め合いながら、地域全体や次世代のことも考慮し、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めます。</p> <p>3 自主的に公益性のある活動を行う団体は、それぞれの特性を活かした活動を実施するとともに、その活動が広く社会に理解されるよう努めます。</p>	<p>◆関係法令、社会情勢等を鑑み検討した結果、変更点なし。</p> <p>◆自主的に公益性のある活動を行う団体への支援事業を実施している。</p>	不要
第8条	地域コミュニティの役割及び責務	<p>◆主な地域コミュニティ（一例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・羽島市自治委員会</li> <li>・岐阜羽島地区交通安全協会羽島市10支部会</li> <li>・羽島市交通安全女性連絡協議会</li> <li>・地域自主防犯パトロール</li> <li>・羽島市スポーツ推進委員会</li> <li>・羽島市立学校体育施設開放連絡会</li> <li>・地域自主防災組織</li> <li>・羽島市コミュニティ・スクール推進協議会</li> <li>・民生委員・児童委員協議会</li> <li>・老人クラブ</li> <li>・羽島市子ども会育成協議会</li> </ul>	地域コミュニティは、自らの地域の特性を活かした個性豊かで住み良いまちづくりに努めます。	<p>◆関係法令、社会情勢等を鑑み検討した結果、変更点なし。</p> <p>◆多種多様な地域コミュニティが活動している。</p>	不要
第9条	議会の役割及び責務	<p>◆議会に関連した情報の公開等を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本会議・常任委員会の公開</li> <li>・議会だよりの発行</li> <li>・市議会ホームページの作成</li> <li>・定例会における一般質問</li> <li>・請願の審議（審査）</li> <li>・市の執行機関が提案する議案の審議</li> </ul>	<p>議会は、選挙で選ばれた代表者が構成する議決機関として、この条例の基本理念及び基本原則に基づいた意思決定に取り組みます。</p> <p>2 議会は、市民の意見を広く求め、まちづくりに反映させるよう努めます。</p> <p>3 議会は、常に市民の視点に立ち、市民に開かれた議会運営を目指します。</p>	<p>◆関係法令、社会情勢等を鑑み検討した結果、変更点なし。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・羽島市議会会議規則</li> <li>・羽島市議会傍聴規則</li> <li>・羽島市議会基本条例</li> </ul> <p>◆議会の情報公開を実施している。</p>	不要
第10条	市長等の役割及び責務	<p>◆市長の役割及び責務についての関係条例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・羽島市部設置条例 (市長の権限に属する事務を分掌について規定)</li> <li>・羽島市行政組織規則 (市長の権限に属する事務を処理するための組織及び事務の分掌について規定)</li> </ul> <p>◆「羽島市第六次総合計画」に関連する各事業の「事務事業評価シート」を公開している。</p>	<p>市長は、市民の信託に応え、市政の代表者としてこの条例の基本理念及び基本原則に基づいた市政運営に努めます。</p> <p>2 市長は、課題に適切に対応するため、横断的な連携が図られるよう効率的な組織体制を整備します。</p> <p>3 市長等は、所管する事務の企画立案、実施、効果及び評価について、市民に対し分かりやすい説明に努めます。</p>	<p>◆関係法令、社会情勢等を鑑み検討した結果、変更点なし。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・羽島市部設置条例</li> <li>・羽島市行政組織規則</li> </ul>	不要
第11条	職員の役割及び責務	<p>◆地域活動を担う一員としての職員向け制度を設けている。</p> <p>○地域担当職員制度 市民と行政が情報を共有し、相互の理解と連携を図るため、地域担当職員を地域に配置。 配置：11地区／各地区に3,4名</p> <p>◆職員の能力向上のための取組を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①職員研修制度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・府内研修（市主催）</li> <li>・岐阜県市町村研修センター</li> <li>・その他の派遣研修</li> <li>・実務研修（職員派遣）</li> </ul> </li> <li>②職員提案制度</li> <li>③業務改善制度</li> </ul>	<p>職員は、市民全体のために働く者としての自覚を持ち、法令等を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行します。</p> <p>2 職員は、地域活動を担う一員であることを自覚し、地域課題の把握及び解決に努めるとともに、自らも地域のまちづくり等に参画し、協働によるまちづくりの推進に努めます。</p> <p>3 職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及び能力の向上に努めます。</p>	<p>◆関係法令、社会情勢等を鑑み検討した結果、変更点なし。</p> <p>◆職員向け制度を実施している。</p>	不要

条文	見出し	取組内容、実績等 (R5)	現行条文	事務局意見	改正要否
第12条	市民参画の推進	<p>◆市民がまちづくりに参画できる機会を設けています。</p> <p>①住民説明会の開催</p> <p>②意向調査（市民アンケート）の実施</p> <p>③ワークショップの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・U35はしま若者会議</li> <li>・防災じぶんごとワークショップ</li> </ul> <p>④市政への提言</p>	<p>市民、議会及び市長等は、市民参画によるまちづくりの推進に努めます。</p> <p>2 議会及び市長等は、市民がまちづくりに参画できる機会を確保するため、その環境の整備に努めます。</p> <p>3 議会及び市長等は、市民参画に関する制度の周知を図り、市民の意識を高めるよう努めます。</p>	<p>◆関係法令、社会情勢等を鑑み検討した結果、変更点なし。</p> <p>◆市民参画の機会を実施している。</p>	不要
第13条	協働の推進	<p>◆市民の社会経験、知識等の活用ができる事業を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性人材バンク登録事業</li> <li>・はしまエルボランティア</li> <li>・はしまシティカレッジ</li> <li>・羽島観光ボランティアガイド</li> <li>・レスキュークロス羽島</li> </ul>	<p>市民、議会及び市長等は、相互の役割と責務を認め合いながら、協力、連携してまちづくりに取り組むよう努めます。</p> <p>2 議会及び市長等は、市民が持つ豊かな社会経験、知識及び創造性を活かし、まちづくりを進めます。</p>	<p>◆関係法令、社会情勢等を鑑み検討した結果、変更点なし。</p> <p>◆経験や知識を持つ市民の活動を実施している。</p>	不要
第14条	地域コミュニティ活動への関わり	<p>◆自治会加入率 71.42% ※R5に『自治会加入促進ハンドブック』の内容を更新</p> <p>◆地域コミュニティへの支援を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域づくり一括交付金交付事業</li> <li>・自治委員会交付金</li> <li>・地区集会施設建設事業費補助金</li> <li>・公共施設アダプトプログラム</li> <li>・青少年教育推進事業</li> <li>・民生委員・児童委員協議会交付金</li> <li>・地域清掃活動支援事業</li> <li>・ごみネット等購入費補助金</li> <li>・地域の環境美化の促進</li> <li>・防犯設備設置等補助金</li> <li>・公園美化管理活動報奨金</li> <li>・市道等修繕活動報賞金</li> <li>・自治会によるボランティア活動支援報償金</li> <li>・コミュニティ・スクール推進事業補助金</li> </ul>	<p>市民は、地域コミュニティへ参画し、自らの地域の課題解決や共通の目標達成に向けて行動するよう努めます。</p> <p>2 市長等は、地域コミュニティ活動の自主性を尊重するとともに、その活動の促進を支援します。</p> <p>3 市長等は、市民と連携し、協働によるまちづくりを担う人材の育成に努めます。</p>	<p>◆関係法令、社会情勢等を鑑み検討した結果、変更点なし。</p> <p>◆地域コミュニティへの支援を実施している。</p>	不要
第15条	審議会等	<p>◆関連計画 羽島市男女共同参画プラン</p> <p>◆審議会等での登用率 (R6. 4. 1時点)</p> <p>①女性の登用率 女性委員のいる審議会の数 62審議会(全69審議会中) 女性委員数 320人(全1,034人中) 女性委員登用率 30.9%</p> <p>②公募委員の登用率 公募委員のいる審議会の数 18審議会(全62審議会中) 公募委員数 35人(全982人中) 公募委員登用率 3.6%</p>	<p>市長等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づく附属機関として設置される審議会等（以下「審議会等」といいます。）の委員を選任する場合、市民の多様な意見が反映されるよう、男女の比率等を考慮した適正な構成に努めます。</p> <p>2 市長等は、審議会等の委員の一部に公募による市民を含めるよう努めます。</p>	<p>◆関係法令、社会情勢等を鑑み検討した結果、変更点なし。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・羽島市男女共同参画プラン</li> <li>・羽島市審議会等における委員公募及び要旨公開に関する方針</li> </ul> <p>◆市民の多様な意見が反映されるよう、男女の比率等を考慮した適正な構成に努めるとともに、審議会等の委員公募を実施している。</p>	不要

条文	見出し	取組内容、実績等 (R5)	現行条文	事務局意見	改正 要否
第16条	会議の公開	◆原則として、審議会等を公開している。	市長等は、法令等に特別な定めがある場合を除き、原則として、審議会等の会議を公開します。	◆関係法令、社会情勢等を鑑み検討した結果、変更点なし。 ・羽島市審議会等の会議の公開に関する要綱 ◆審議会等の原則公開を実施している。	不要
第17条	パブリックコメント	◆実施したパブリックコメント 全8案件 ・羽島市防災基本条例（仮称）（案） ・元気はしま21（羽島市第3期健康増進計画）（案） ・羽島市障害者計画（案） ・第7期羽島市障害福祉計画・第3期羽島市障害児福祉計画（案） ・羽島市高齢者計画（案） ・羽島市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期特定健康診査等実施計画（案） ・第3期羽島市地域福祉計画（案） ・羽島市民の歯と口腔の健幸づくり推進条例（案）	市長等は、重要な政策等の立案過程において、別に定めるところにより、事前にその案を公表し、広く市民の意見を求めます。 2 市長等は、市民から提出された意見を考慮し、政策等についての意思決定を行うとともに、提出された意見のあらましとその意見に対する市の考え方を公表します。	◆関係法令、社会情勢等を鑑み検討した結果、変更点なし。 ・羽島市パブリックコメント手続実施要綱 ◆重要な政策等の意見募集（パブリックコメント）を実施している。	不要
第18条	住民投票	-	市長は、市政に関する重要な事項について広く市民の意思を把握するため、必要に応じて住民投票を実施することができます。 2 住民投票の実施に関し必要な事項については、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。 3 市民、議会及び市長等は、住民投票の結果を尊重します。	◆関係法令、社会情勢等を鑑み検討した結果、変更点なし。 ※条文内の条例は、住民投票の都度、制定	不要
第19条	情報の共有及び公開	◆情報の共有及び公開に努めている。 ・広報紙の発行事業 ・報道機関への情報提供 ・ホームページ・SNS等の運営事業 ・出前講座（全76講座） ・自治会回覧 ・全戸配布チラシ ・市役所市政情報コーナーの設置  ◆情報公開制度	市長等は、まちづくりに関する情報が共有の財産であるとの認識に立ち、これを市民に積極的に提供します。 2 市長等は、別に条例で定めるところにより、公文書の公開を行います。	◆関係法令、社会情勢等を鑑み検討した結果、変更点なし。 ・羽島市情報公開条例（条文内の条例） ・羽島市情報公開条例施行規則  ◆情報公開等を実施している。	不要
第20条	個人情報の保護	◆個人情報及び特定個人情報については、法律に基づき適正な管理を行っている。	市長等は、市民の権利及び利益を保護するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定めるところにより、個人情報の収集、利用、提供、管理等を適正に行います。	◆関係法令、社会情勢等を鑑み検討した結果、変更点なし。 ・個人情報の保護に関する法律 ・羽島市個人情報の保護に関する法律施行条例 ・羽島市個人情報の保護に関する法律施行細則 ・羽島市個人情報の保護に関する諸様式を定める規則 ・羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則	不要

条文	見出し	取組内容、実績等 (R5)	現行条文	事務局意見	改正 要否
第21条	行政手続	◆市政運営の公正の確保と透明性の向上を図るために、行政手続条例に即した事務を執行している。	市長等は、市政運営の公正の確保と透明性の向上を図るために、別に条例で定めるところにより、適正な処分、行政指導及び届出に関する手続を行います。	◆関係法令、社会情勢等を鑑み検討した結果、変更点なし。 ・羽島市行政手続条例（条文内の条例） ・羽島市行政手続条例施行規則	不要
第22条	計画的な市政運営	◆関連計画 羽島市第六次総合計画  ◆総合計画策定事務・総合計画審議会事務 ・事業概要、年度別の事業費、活動指標・成果指標、事務事業の評価等で構成される「事務事業評価シート」で進捗管理を行った。 ・総合計画審議会において進捗状況の報告等を行った。	市長等は、総合的で計画的な市政運営を行うため、基本構想及びその実現を図るための計画（以下「総合計画」といいます。）を定めます。 2 市長等は、総合計画の策定や見直しにあたっては、進捗状況等を確認し、その検証結果を踏まえるとともに、広く市民参画の機会を設けます。	◆関係法令、社会情勢等を鑑み検討した結果、変更点なし。 ・羽島市総合計画審議会設置条例 ・羽島市総合計画基本構想の議会の議決に関する条例 ・羽島市総合計画審議会運営規則 ・羽島市総合計画調整委員会設置規定	不要
第23条	危機管理	◆災害等に備え、日頃から危機管理に関する事業等を行っている。 ・総合防災訓練事業 ・自主防災組織支援事業 ・防災士養成事業 ・災害支援事業 ・防災設備・備蓄品管理事業 ・災害時協力井戸登録事業 ・避難行動要支援者名簿整備事業 ・防火推進団体助成事業	市長等は、自然災害、重大な事故等の様々な緊急事態に備え、機動的な危機管理体制の確立に努めるとともに、災害等の発生時には、市民、議会及び関係機関と相互に連携を図り、協力して対応します。 2 地域コミュニティは、日頃から防災訓練等を行い、自らの地域における防災体制を整えるとともに、災害等の発生時には、自らの地域の中で互いに助け合うよう努めます。 3 市民は、日頃から災害等の発生に備えるとともに、災害等の発生時には、自らの安全を確保し、命を守るよう努めます。	◆関係法令、社会情勢等を鑑み検討した結果、変更点なし。 ・羽島市地域防災計画 ・羽島市防災会議条例 等  ◆災害等に関する事業を実施している。	不要
第24条	国、県及び民間企業等との連携	◆協議会等の数 58件	市長等は、共通する課題に対して、国、県、他の自治体等との連携と協力により、その解決に努めます。 2 市長等は、課題に対して必要に応じ、民間企業、大学及び研究機関等との連携と協力により、その解決に努めます。	◆関係法令、社会情勢等を鑑み検討した結果、変更点なし。  ◆連携先の変更や過不足はなし。	不要
第25条	条例の見直し	◆前回条例見直し年度 令和2年度に見直し検証 令和3年4月1日 改正	市長は、5年を超えない期間ごとに、この条例の検証を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行います。	◆関係法令、社会情勢等を鑑み検討した結果、変更点なし。  ◆定期的な見直しは必要であり、期間についても適当であると考える。	不要